相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市衣笠栄町一丁目六八番地、最後の住所神奈川県三浦市南下浦町菊名六七二番地一〇　被相続人　亡　石川　哲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十一日

神奈川県三浦市南下浦町上宮田三四三三番地一〇

相続財産管理人　司法書士　松原　隆文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市本多町三丁目五番、最後の住所石川県金沢市本多町三丁目五番一七号

被相続人　亡　箕田誠治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十一日

住所金沢市材木町二五番二三号　事務所金沢市大手町二番二五号レジデンス大手門三〇三号

相続財産管理人　弁護士　西　徹夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市皆神台一七九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　青木　保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十一日

長野県長野市稲里町中央一丁目一三番一八号、事務所長野県長野市大字鶴賀田町二一四四番地四　相続財産管理人　松本　陽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区瓦屋町三丁目三二番地、最後の住所大阪市旭区森小路一丁目一番一四号森永荘　被相続人　亡　濵野　芳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十一日

大阪市中央区石町二丁目三番九号天満橋コードビル七階

相続財産管理人　弁護士　奥田　愼吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県有田市宮原町滝川原七六〇番地、最後の住所和歌山県有田市山地五七番地長寿荘　被相続人　亡　宮本テルヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十一日

和歌山県和歌山市十二番丁六〇番地デュオ丸の内三〇二号

相続財産管理人　弁護士　九鬼　周平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市四御神三七五番地、最後の住所大阪市生野区桃谷三丁目二一番二六号和歌之荘二F二三号室　被相続人　亡　有森　寅雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十一日

事務所岡山市中区藤原光町一丁目九番八号佐々木司法書士事務所

相続財産管理人　佐々木　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸郡熊野町城之堀二丁目七八四二番地、最後の住所広島県安芸郡熊野町中溝四丁目一番二七号　被相続人　亡　松浦　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十一日

事務所広島県安芸郡海田町南昭和町一番三一号

相続財産管理人　司法書士法人武田事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県周南市大字夜市七四六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　重安　利之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十一日

山口県周南市毛利町一丁目五番地の二松秀ビル四階

相続財産管理人　弁護士　石原詠美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県上浮穴郡久万高原町直瀬甲五三四二番地、最後の住所愛媛県松山市市坪北一丁目七番一六号　被相続人　亡　髙橋　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十一日

愛媛県松山市立花四丁目三番二号

相続財産管理人　司法書士　川﨑　勇次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県玉名郡月瀬村大字溝上七八番地、最後の住所熊本県玉名市溝上七八番地

被相続人　亡　髙田　ハル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十一日

熊本県荒尾市本井手一五六二―四宝正ビル三階

相続財産管理人　弁護士　松岡　智之

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十条の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

(一)　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業

(二)　登録番号　東京都知事登録旅行業第三―六五五六号

(三)　商号　株式会社旅リンクス

(四)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社旅リンクス　東京都港区東新橋二丁目一八番三号　代表取締役　三明　俊

(五)　主たる営業所の所在地　東京都港区東新橋二丁目一八番三号

(六)　旅行業の登録年月日　平成二十四年七月十九日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十六年一月二十四日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証申し出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は三百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

(一)　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

(二)　前号の受理については、最初の認証申し出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申し出は、当該最初に認証の申し出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

平成二十六年二月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　菊間　潤吾